

フランスにおける共同親権と子どもの権利

フランス福祉研究者・安發明子

親が2人いることは子どもにとっての一番の資源

フランスでは、離別したとしても危険がない限りすべての子どもが両親の関わりを得て育つことができるよう公的機関が保障しようとしています。特に子どもの権利条約の第3条「子どもにとっての関心」とウェルビーイングが保障されることが判断の際の基準になっています。子どもにとっての関心 (the best interests of the child) とは、日本語では「最善の利益」と訳されていますが、フランスでは「子どもにとっての関心を最優先する」という意味です。それゆえ、親権についての法律も「親権とは、子どもにとっての関心を目的とした権利と義務の総体である。親権は、子どもの安全、健康、子どものプライベートな生活とモラルを守り、教育を保障し、子どもを人として尊重した上で成長を支えるために両親が有するものである。両親は子どもに関する判断には子どもを参加させる」(市民法371-1)と定めています。

子どもが生まれたときに母も父も認知するかどうか選べます。さらに、母は父の認知を拒否する手続きをしたり、出産後に子どもの父による認知を裁判所に求めることができます。認知を求める場合、父が出廷しなかったりDNA検査を拒否すると、父であると決定され、子どもの18歳までの養育費が義務づけられます。認知する父は生物学的父である必要性はなく、子どもが成長してから認知を求め新たに親権者を得ることもあります。

2022年には65.2%の子どもが結婚していない両親のもとに生まれています。この中にはパックス (PACS連帯市民協約) という、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約も含まれます。パックスは所得の共同申告が可能であるため、所得税上、パックスをしていない場合より有利になります。ただし、新規にパックスをしたカップルが結婚を超えたことはほぼありません。出生したばかりの子どもは結婚、パックス、結婚もパックスもしていない場合が同じくらいの割合でいることが考えられますが、子どもにとってどの形態が有利・不利ということはないとされています。日本は婚外子2%なので大きな違いがあります。2017年のフランスの統計では婚外子の84%が誕生時に父親に認知されていて、大半は安定した関係性の両親のもと生まれているという報告もあります (Munoz-Pérez 1999)。



社会保障の家族部門CAFによる、離別の手続きに関する情報や、養育費について計算するホームページ

2020年に子どもと同居している800万世帯のうち66%は子どもが両親と同居していて、25%は主に生活の拠点を片方の親のもとに定めていて、9%は片方の親とそのパートナーとその子どもなど再構成家族として暮らしています。再構成家族を築いている父や母は、伝統的な家族スタイルより高学歴の割合が高いと統計は示しています (INSEE 2021)。

離別時も特別な事情がない限り両親ともに親権者のままです。両親は等しく子どもを育てる責任と教育を担います。これは子どもの権利条約18条に書かれている通りです。子どもが離れて住む親に会いたい場合、同居する親はそれを拒否する権利はありません (市民法373-2-1)。子どもの権利条約9条にも子どもにとっての関心に反しない限り、子どもは両親両方と関係性を維持することができるとあります。

離婚後の親権の共同行使は1987年からです。家族裁判所は「子どもの居場所の後見人」とも呼ばれていて、子どもの居住場所や、養育費の分担について両親は決定内容を届け出ることになっています。離婚の際は裁判を通すか、弁護士や公証人と手続きする必要があり、裁判官に話す権利があることを親は子どもに伝える義務があります。子どもの養育の分担について必ず法律専門家の関与があり明確に規定され、子どもが両親と関係を築き続ける権利が保障されているか第三者の目があるということです。

子どもが会いたい親戚に会うための配慮はますます求められていて、特に2022年の市民法改正によって「子ども自身が頼りたい親戚や第三者を選び頼ることができる権利」(市民法371-4)が定められました。すなわち、人間関係を子どもが選び築く権利を明確に認めています。

専門職が子どもの権利を守る役割を担う

親が2人いることは子どもにとっての一番の資源であるため、福祉関係者には子どもが両親それぞれと良い関係を築き育つことができる権利を保障することが求められています。親を支えることで子どもの権利を保障する方法が優先されているのです (市民法375-2)。

離別した両親のもと育つ子どもの権利を守る方法を順番にみていきます。

① 子どもと関わりのある公的機関の専門職がすべての子どもの状況を確認

子どもの権利を守る役割を親任せにするのではなく、主に公的機関のソーシャルワーカーなどの専門職がすべての子どもの状況を保障する役割を担っています。例えば産科病院にはソーシャルワーカーと心理士が配置され、義務づけられている妊娠初期面談では社会面心理面も含め、両親の関係性、子どもを迎えるにあたっての状況を確認しています (公的健康法L2122-1)。専門職による子どもの状況の見守りはその後、保健センター、

3歳からの義務教育へと引き継がれていきます。

② 社会保障の家族部門CAF

「親をすることへの支援」の主な財源を担うのは社会保障の家族部門CAFです。CAFが出産手当や家族手当の支給だけでなく、保育園や学童保育代の請求も担います。妊娠届を医療関係者が書くとオンラインで自動でCAFに情報共有され、以後、離別しても両親の納税証明の情報を自動で得て手当や保育園代などの計算をします。CAFにはソーシャルワーカーと心理士がいて、両親の離別など家族状況の変化を把握しているの、暴力経験の有無、子どもの状況や希望の確認、経済状況など申請や相談を待たず確認をおこないます。さらに、CAFが養育費の代理請求や立て替え、養育費の給料や銀行口座からの天引きの手続きも担い、離れて住む親との面会スペースや子どもの親戚への引き渡し機関の運営にかかる費用、家族仲裁の費用も担います。養育費の不払いは罰金の対象となります。

③ 家族裁判所JAF

子どもは親が離別した際、隔週で父と母の家を行き来することがあります(市民法373-2-9)。2020年の統計では両親が離別している子どもの12%である48万人が両親の家に半分ずつ居住しています。両親が地理的に離れた場所に住み、両親宅それぞれから同じ学校に通えない場合は、一週おきの週末と長期休暇の半分は普段同居していない親と過ごします。その場合、普段同居しない親の養育費負担の割合は高くなります。

裁判所は子どもの同居していない親との再会の際に危険が予想されるとき、面会スペースの利用や第三者の立ち会いを指示するなど子どもの安全を保障するすべての手立てをオーガナイズしなければなりません(市民法373-2-1)。判断のために社会調査が必要な場合は、民間の専門機関を指名し、3か月間の調査をおこないます(市民法373-2-12)。

子どもが親戚宅や知人宅で暮らすことを選ぶ際にも家族裁判所に届け出ます。その際は、児童保護を専門とするソーシャルワーカーの一職種であるエドゥケーター(国家資格)が専門の支援機関から派遣され定期的に子どもに会い、親や親戚との関係性の調整と子どもの権利状況の確認をおこないます。親戚宅を転々とさせられることが起きないようにしています。

④ 家族仲裁(家族メディエーター国家資格)

家族裁判所に届出をする文書の作成にあたり両親の話し合いを支えたり、費用の分担など再調整が必要となる度に利用されます。全国に270か所あり、所得に応じて、もしくは無料で利用が可能で、別居の有無にかかわらず家庭内の関係調整を行います。

⑤ 面会スペース

子どもと別居している親や親戚に安全に会うための場所、もしくは引き渡しのための場で、国がガイドラインにおいて原則や方法を示しています。心理士やエドゥケーターがいて、事前準備としての親との面談や立ち合いを行います。子どもと一緒に電車に乗って引き渡しのサービス(「腕を移す(passage de bras)」)を提供する機関もあります。

⑥ 子ども専門裁判官JEと在宅教育支援

子どもの様子に「心配」がある場合、①のすべての子どもに関わる機関の専門職に対応を求めています。それでも心配な状況が継続する場合、エドゥケーターが定期的に家族のソーシャルワークをおこなう在宅教育支援が実施されます。また、親が協力的ではなかったり、子どもの権利が確実でない場合は裁判官命令によって支援やケアが命令されます。半年か一年ごとに裁判をやり直して子どもの権利の状況を確認しています。連絡がとれなくなった親を探したり、海外にいる親に会いに行く費用を用意することもあります。

子どもにとっての関心を目的とした「親をすることの実践」を2人の親が十分おこなうことができるよう、複数の専門職が両親間の調整を試み、子どもを守り、家族を支えていることがわかります。さらに、家族裁判所が枠組みとしての家族の状況を、子ども専門裁判所は子どもの様子に心配がある場合に、子どもの権利の状況を確認しています。子どもを守るために司法が利用されています。

子どもの権利を守るために複数で育てる

親からの申請や相談を待つことなく子どもに関わる公的機関の専門職が子どもの様子を観察し、子どもの権利を保障しようとしていることがフランスの子ども家庭ソーシャルワークの特徴です。その延長線上に、特別なニーズへの対応としてさまざまな専門機関や専門職がいて、全国どこでも同じサービスを受けることができるよう努力されています。「有料であることは権利がないのと同じ」という考えから無料か所得に応じた金額で利用できます。

しかし、実際には離別と同居を繰り返したり、反対の親への対抗心が強くある親など、子どもの環境としての両親の状況は整わないこともあります。単独親権を勝ち取るために父が娘に性加害をしたと母が虚偽の申告をしたり、子どもが葛藤に巻き込まれても適切な判断に時間を要する事態もあります。そのような場合はエドゥケーターが継続して家族に関わり親子双方を支える在宅教育支援が利用されています。特に、子どもにとっての関心が子ども自身によって表現され、それがかなうよう心を砕いています。子どもの権利を保障しおとなの争いに巻き込まない仕組みを整えることが非常に重要です。フランスでは「愛は存在しない、あるのは愛の証拠のみ」と言います。両親がそれぞれ子どもに対する愛の証拠を積み重ね続けることができるよう、ソーシャルワーカーたちは奮闘しています。



あわ・あきこ

日本学術振興会特別研究員、フランス国立社会科学高等研究院健康社会政策学修士、社会学修士。著書に「一人ひとりに届ける福祉が支える フランスの子どもの育ちと家族」(かもがわ出版、2023年)。